

即日・照会

印鑑登録申請書

転入

清瀬市長 殿

下記のとおり申請します。

申請日	令和 年 月 日
電話	()

申請人	住所	清瀬市 丁目 番 号 アパート名等 ()		
	氏名	フリガナ	生年月日	登録印
			明・大・昭・平 年 月 日	□
◆印鑑 亀裂欠損 有 (□申請人へ説明)			◆旧氏 ◆通称・併記	

[窓口へ申請に来た方]

□本人 ※右の欄への記入は不要です。	□代理人 ※委任状が必要です。	住所		
		氏名	フリガナ	電話
			()	

※代理人での申請の場合は、即日交付出来ません。申請者のご自宅に送付された照会書持参の上、交付となります。

[保証人となる方]※保証書は必ず保証人が署名のうえ、保証人の登録印を押印してください。

保 証 書				
清瀬市長 殿				
上記申請者は、本人であることを保証します。 令和 年 月 日				
保証人	住所	東京都		保証人登録印
	氏名		生年月日 大・昭・平 年 月 日	

来庁者本人確認	□個人番号カード □住基カード □免許証			照会書番号	第					号		
	□在留カード □パスポート □公的手帳類			照会書発送日	令和	年	月	日				
	□保険証 □年金手帳 □その他()			回答期限	令和	年	月	日				
	発行者	清瀬市・東京都公安委員会・その他()			登録年月日	令和	年	月	日			
	第					号	登録番号	第				
□有効期限確認			旧登録番号	第						号		
受付	印鑑登録有無 世帯内印影確認	照会書発送	回答書受付	登録処理	交付	保証人登録通知発送年月日 令和 年 月 日						
						発送者						

【注意事項】

印鑑登録証の交付について

- 印鑑登録は、印鑑登録される本人の意志で自ら手続きをしなければなりません。
- 疾病、その他やむを得ない理由により、代理人が申請する場合には、印鑑登録される本人が作成（委任内容を記載し自署及び押印）した委任状が必要です。
- 満15歳未満及び印鑑登録される本人の意志ではない方の印鑑登録申請は受けられません。
- 成年被後見人の方の印鑑登録は法定代理人（成年後見人）の同行が必要です。
- ゴム印やデザイン彫りのものなど、登録できないことがあります。

すぐに登録できる人

- 印鑑登録される本人が下記①又は②を提示し、その場で本人であることが確認できた場合。
 - ①有効期限内のマイナンバーカード・免許証・官公署の発行した本人の写真貼付の本人確認書類。
 - ②東京都内の区市町村において印鑑登録を受けている人の保証書（申請書の保証書欄に保証人の署名及び登録済印鑑の押印があるもの）。
- ※保証人が清瀬市以外の場合、保証人の印鑑登録証明書（3ヶ月以内発行）が必要です。
※成年被後見人の方の印鑑登録は法定代理人（成年後見人）の同行が必要です。

すぐ登録できない人（照会書による登録の人）

- 印鑑登録される本人が自ら申請する場合でも、上記①又は②の提示がされないとき。
 - 印鑑登録の申請を代理人に依頼したとき。
- ※照会書の発送をしますので、印鑑登録される本人が自署及び押印した回答書を照会日から起算して30日以内に印鑑登録申請者本人が持参してください。
※回答書を持参される場合も成年被後見人の方の印鑑登録は法定代理人（成年後見人）の同行が必要です。

代理人に依頼する場合

- 代理人に依頼する場合は、委任状（ダウンロード可※窓口にもご用意があります。）が必要です。
- 委任状は、必ず印鑑登録される本人が作成（委任内容を記載し自署及び押印）してください。
- 満15歳未満の方は代理人にはなれません。

【お問い合わせ先】

市民環境部市民課住民係

☎042-497-2037（ダイヤルイン）